

防整技第 1 5 6 7 1 号
2 7 . 1 0 . 1
一部改正 防整技第 1 8 6 4 1 号
3 0 . 1 1 . 3 0

各地方防衛局調達部長
帯 広 防 衛 支 局 長
東 海 防 衛 支 局 長 殿
熊 本 防 衛 支 局 長
名 護 防 衛 事 務 所 長

整備計画局施設技術管理官
(公 印 省 略)

適正な概算工事費の算定について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙

写送付先：大臣官房会計課、整備計画局施設計画課長、整備計画局施設整備官、整備計画局提供整備技術官、地方協力局地方協力企画課長、地方協力局提供施設課長、防衛大学校総務部管理施設課長、防衛医科大学校事務局経理部施設課長、防衛研究所総務課長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、防衛装備庁長官官房会計官

適正な概算工事費の算定に係る措置要領

第1 趣旨

建設工事の実施に先立って行う概算工事費の算定業務は、施設の整備規模・内容の決定や工事の発注方式及び指名業者の選定等に大きく影響を及ぼすものであり、その算定精度を向上させることが、建設工事に係る業務を計画的で効率的に処理するために極めて重要なことである。

しかしながら、地方防衛局、地方防衛支局（東海防衛支局及び長崎防衛支局を除く。）及び名護防衛事務所（以下「地方防衛局等」という。）においては、近年の業務量の増加等の影響により、概算工事費の算定業務が軽んじられる傾向があり、各種業務の執行計画の立案の大きな支障となっている状況である。

本件は、かかる観点から、概算工事費の算定精度の向上を図るための当面の措置について、職員への周知を図り建設工事に係る業務の計画的で効率的な処理に資することを目的とするものである。

第2 概算工事費の算定業務の基本認識について

概算工事費の算定業務についての統一的な基本認識は次のとおりとする。

- 1 概算工事費は、建設工事に係る各種業務の処理計画の策定及び執行の基本となるものであり、この業務が確実に執行され、一定の精度を確保することが、業務の計画的で効率的な執行のために不可欠であること。
- 2 概算工事費は、業務の処理計画等の策定に用いられるばかりでなく各要求機関においても予算の執行計画の策定等の基本をなすものであり、この精度の向上を図ることは、業務の信頼性を確保する上で不可欠であること。
- 3 このようなことから、概算工事費の算定精度の向上を図ることが、当面の最重要課題であること。

第3 地方防衛局等における各課の協力等について

業務の計画的で効率的な処理を行うため、地方防衛局等の各課は、以下により協力して概算工事費の算定の業務等を行うこと。また、名護防衛事務所の建設課においても、以下を参考にして同算定業務等を行うこと。

なお、PM事業（地方防衛局調達部の事業監理課に係る業務処理要領について（防整施第18645号。30.11.30）別紙の第3の1に規定するPM事業をいう。）については、第1項から第3項までの規定中「調達計画課又

は建設計画官」とあるのは「事業監理課」と読み替えるものとする。

- 1 調達計画課又は建設計画官は、技術各課と協議の上、年間の実施計画書の作成時期、工事の発注計画等の業務処理計画を作成し、これの技術各課への周知を図り、技術各課が行う概算工事費の算定業務が計画的かつ確実に進めるよう措置すること。
- 2 技術各課は、年度当初に概算工事費を算定したものについて、調査・設計を実施した場合に速やかにこの見直しを行い、その結果について、調達計画課又は建設計画官に通知すること。
- 3 技術各課は、年度当初に計画されている事業の概算工事費については1及び2に基づくほか、10月末までに所要の見直し等を行い、調達計画課又は建設計画官に通知すること。
- 4 技術各課は、概算工事費について、各課内において十分審査するものとし、その体制を整備すること。

第4 概算工事費の算定に当たっての留意事項について

概算工事費の算定は、第2の基本認識に則り、以下により実施すること。

- 1 概算工事費の算定は、施設の整備規模・内容、現地の条件、工事用資機材等の市況等を考慮するなど、具体的な根拠に基づき行うと共に、これらの資料は、確実に整理しておくこと。
- 2 やむを得ず、計画や現地条件等を十分把握できない状態で概算工事費を算定する場合には、概算工事費の算定に用いた条件等を整理し、明確にしておくこと。
- 3 設計業務委託等を行う場合には、仕様書に概算工事費の算定若しくはこれに必要な資料を提出するよう義務付けるなどして、概算工事費の算定が円滑かつ効率的に行えるよう配慮すること。
- 4 過去の工事例を参考に概算工事費を算定する場合には、計画されている施設と参考としている施設の類似性を十分吟味して行うこととし、アップ率を考慮する場合は、市況の動向を十分反映したものとする。

以 上